

山梨県公報

第三百十二号

令和四年

八月二十九日

月 曜 日

目次

告示

○道路の供用開始.....四七五

公告

○清算人の退任.....四七五

○換地処分の実施.....四七五

○土地改良区役員の退任.....四七五

○令和四年二級建築士試験の実施の一部変更.....四七六

○令和四年木造建築士試験の実施の一部変更.....四七六

告示

山梨県告示第九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年九月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公告

○清算人の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散した桜井土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

令和四年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

清算人氏名	住所	退任年月日
原田 辰巳	上野原市秋山三千六百二十四番地	令和四年七月二十四日
平賀 和延	上野原市秋山三千三百三十二番地	同
平賀 源重郎	上野原市秋山三千五百二十六番地	同

○換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営ほ場整備事業(白州地区第3-3-3工区)の換地処分を令和四年八月十日実施した。

令和四年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

○土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、一古沢土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

令和四年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府南アル プス線	甲斐市西八幡字下川除附四三九 四番一地从先から 甲斐市西八幡字下川除附四四一 五番一地从先まで	二〇〇・七	令和四年八 月二十九日

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	原田二三男	上野原市秋山四百二十六番地	令和四年六月二十一日

● 令和四年二級建築士試験の実施の一部変更

令和四年二月二十八日付けで公告した令和四年二級建築士試験の実施の公告を次のとおり変更する。

令和四年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

二の試験場所を次のとおり変更する。

二 試験場所 甲府市相生二丁目二番十七号 甲府商工会議所

● 令和四年木造建築士試験の実施の一部変更

令和四年二月二十八日付けで公告した令和四年木造建築士試験の実施の公告を次のとおり変更する。

令和四年八月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

二の試験場所を次のとおり変更する。

二 試験場所

1 学科の試験 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

2 設計製図の試験 甲府市丸の内一丁目十三番七号 山梨県建設会館